

企画提案審査方式による選定結果一覧表

公表項目	内 容		
1 契約名	広域的公共交通ネットワーク機能強化実証業務委託		
2 審査年月日	令和7年7月10日		
3 評価基準、配点及び評価	(業者) BRJ 株式会社		
	参加者の経営状況等 (配点：10点×審査委員5名)	32	
	本業務の実施体制 (配点：10点×審査委員5名)	32	
	類似業務の実績 (配点：10点×審査委員5名)	36	
	業務の理解度 (配点：15点×審査委員5名)	45	
	本業務の実施工程 (配点：5点×審査委員5名)	18	
	モビリティハブ及びシェアモビリティの運営手法など (配点：15点×審査委員5名)	51	
	効果的な周知、安全対策、事業の効果や持続性を高める方法など (配点：15点×審査委員5名)	45	
	実証結果の分析、今後の本県における横展開の方策などの考え方 (配点：15点×審査委員5名)	45	
	価格点 (配点：5点×審査委員5名)	25	
4 総合評価の審査結果	329		
5 契約の方法	企画提案審査随意契約		
6 落札者(契約者)の名称	BRJ 株式会社		
7 契約締結年月日	令和7年7月25日(企画提案審査方式の場合)		
8 契約金額(税込)	15,230,600円		

<p>9 随意契約の理由及び根拠法令 (企画提案審査方式の場合)</p>	<p>本事業は、リニア中央新幹線の開業を見据えた本県の公共交通網の再編を進めるべく、モビリティハブの構築を含む新たな交通体系の検討を、県が実証を通じて先導して行うことで、今後の市町村の取組の支援や広域的な公共交通ネットワークの構築につなげることを目的とするものである。</p> <p>本事業の実施には、本県の交通施策への十分な理解に加え、マイクロモビリティをはじめとする多種多様なモビリティやモビリティハブに関する専門的知識及び運営のノウハウ、効果検証に必要な調査・分析能力、県民・市町村・事業者などの多様なニーズを把握し調整する能力が必要である。</p> <p>また、本事業は、事業者の持つ知識・能力・ノウハウによって、実証に使用するモビリティの選定、モビリティハブの運営の方法、効果検証の方法などが変わってくることから、仕様書の作成に当たっては事業者の企画提案を活用し、事業者の創意工夫を最大限発揮させることが、より優れた成果につながると期待できる。</p> <p>よって、本事業については、「競争入札に適しないもの」(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)に当たるものとして、随意契約(複数の事業者から企画提案を提出させ、企画内容や業務遂行能力が最も高い事業者を契約の相手方として選定するプロポーザル方式)によることとしたい。なお、プロポーザル方式を採用するため、「特別な理由」(財務規則第137条第3項)により、見積もり合わせを省略する。</p>
<p>10 所属名</p>	<p>新価値・地域創造推進局リニア・次世代交通推進課</p>